

※本実施要綱要領は、平成 24 年度予算原案に基づいて行われるものであるため、成立した予算内容に応じて事業実施内容等に変更があり得ることに御留意ください。

食と地域の交流促進対策交付金実施要綱	食と地域の交流促進対策交付金実施要領（案）
平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2356 号 農林水産事務次官依命通知 第 1 趣旨 農林漁業者の所得向上と集落の維持・再生を図るためには、農山漁村の 6 次産業化を推進するなど、農山漁村の活性化を図ることが喫緊の課題である。 このためには、食をはじめとする豊かな地域資源をいかし、創意工夫に富んだ集落ぐるみの都市農村交流等を促進することが重要である。食と地域の交流促進対策交付金（以下「本交付金」という。）は、こうした多様な取組を拡大するため、地域にとって使いやすい交付金を国が直接交付し支援することにより、農山漁村の活性化を推進するものである。 第 2 事業内容 本交付金で実施する事業は次に掲げるとおりとし、その事業内容、事業実施主体、交付金の交付を受けるための採択要件等は別表に定めるものとする。 - 食と地域の交流促進集落活性化対策 「子ども農山漁村交流プロジェクト」、グリーン・ツーリズムなど、食をはじめとする豊かな地域資源をいかし、農山漁村を教育、観光などの場として活用する、集落の多様な都市農村交流等を促進する取組を支援する。 - 食と地域の交流促進支援対策 個々の集落では対応できない専門的・技術的課題を調査研究し、その成果を全国各地域の都市農村交流等の取組の拡大につなげる民間団体の活動を支援する。 - 都市農業振興整備対策 都市農業の機能や効果が十分発揮できるよう、都市住民の理解を促進しつつ、都市農業を振興するために必要な市民農園等の整備を支援する。 第 3 事業の公募 地方農政局長等（第 2 の 1 及び 3 の事業にあつては、事業実施主体の主たる事務所が北海道に所在する場合は農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）、事業実施主体の主たる事務所が沖縄県に所在す	平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2357 号 最終改正 平成〇年〇月〇日付け〇農振第〇号 農林水産省農村振興局長通知 食と地域の交流促進対策交付金の実施については、食と地域の交流促進対策交付金実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2356 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、同交付金のうち食と地域の交流促進対策推進交付金（要綱第 2 の 1 及び 2 の事業）は別記 1 に及び食と地域の交流促進対策整備交付金（要綱第 2 の 3 の事業）は別記 2 によるものとする。

る場合は内閣府沖縄総合事務局長、その他の場合にあつては地方農政局長、第2の2の事業にあつては、農村振興局長。以下同じ。)は、本交付金で実施する各事業について、農村振興局長が別に定める公募要領により事業実施提案書を公募し、選定する。

第4 事業実施期間

本交付金で実施する各事業の実施期間は、原則として、次に定めるところによる。

- 1 食と地域の交流促進集落活性化対策は2年間（別表の事項の欄の1（4）の事業については1年間）
- 2 食と地域の交流促進支援対策は1年間
- 3 都市農業振興整備対策は1年間

第5 事業実施の手続

1 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、交流促進計画を作成して、第2の1の事業にあつては集落協定が確認できる資料を参考資料として添付して、地方農政局長等に提出するものとする。

2 地方農政局長等は、1により提出された交流促進計画を審査し、承認するものとする。

3 地方農政局長等は、承認を行った交流促進計画について取りまとめ、これを農村振興局長に報告するものとする。

4 農村振興局長が別に定める交流促進計画の重要な変更については、1、2及び3に準じて行うものとする。

5 毎年度の実施手続

(1) 事業実施主体は、毎年度、農村振興局長が別に定めるところにより、年度別交流促進計画を作成し、これを地方農政局長等に提出するものとする。ただし、第5の1により交流促進計画を地方農政局長等に提出した年度については省略することができる。

別記1 食と地域の交流促進対策推進交付金(要綱第2の1及び2の事業)

第1 事業実施の手続

1 交流促進計画の内容及び提出手続等

(1) 事業実施主体は、要綱第3の事業実施提案書の選定を受けてから1月以内に以下に定める様式により、要綱第5の1の交流促進計画を作成し、要綱第3の地方農政局長等（以下「地方農政局長等」という。）に提出するものとする。

ア 要綱第2の1の事業については、別紙様式第1号及び第3号とする。

イ 要綱第2の2の事業については、別紙様式第2号及び第3号とする。

(2) 事業実施主体は、(1)の提出を行う場合は、あらかじめ関係する団体等と調整を図るものとする。

(3) 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、(2)の調整の結果について、必要に応じて提出を求めることができるものとする。

(4) 要綱第5の3の報告は、別紙様式第4号により行うものとする。

2 交流促進計画の変更

要綱第5の4の農村振興局長が別に定める重要な変更とは、次に掲げるものとする。

- (1) 事業費の3割を超える増減
- (2) 事業実施主体又は事業実施期間の変更
- (3) 事業の廃止

3 年度別交流促進計画の提出について

(1) 要綱第5の5の(1)の農村振興局長が定める毎年度の実施手続は、次のとおりとする。

ア 年度別交流促進計画の提出は、別紙様式第5号及び第6号により行うものとする。

(2) 地方農政局長等は、事業実施主体から提出された年度別交流促進計画について取りまとめ、これを農村振興局長に報告するものとする。

第6 助成

国は、予算の範囲内で本交付金に関連して必要となる経費について、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体に助成する。

イ また、年度別交流促進計画の作成に当たっては、交流促進計画の提出後における社会経済情勢の変化等を勘案し、当該交流促進計画について精査するとともに、その結果、事業内容、事業費等を変更する必要がある場合には、変更後の内容を記載するものとする。

(2) 要綱第5の5の(2)の報告は、別紙様式第7号により行うものとする。

4 交付金交付決定前の実施

(1) 交付対象事業の実施は、原則として、国からの交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定の前に実施する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した食と地域の交流促進対策交付金交付決定前実施届(別紙様式第8号。以下「交付決定前実施届」という。)をあらかじめ事業実施主体から地方農政局長等に提出するものとする。

(2) (1)により交付決定前実施届の提出を受けた地方農政局長等は、交付金交付決定前に実施する必要性を検討のうえ、農村振興局長に交付決定前実施届を別紙様式第9号により提出するものとする。

第2 助成

1 助成対象経費

要綱第6の農村振興局長が別に定める経費は次のとおりとする。

区分	経費
1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費(委員等旅費、研修旅費及び日額旅費)
4 需用費	消耗品費、車輛燃料費、食糧費(茶菓子等)、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車並びに事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費
9 報酬	技術員手当(給料、職員手当(退職手当を除く))
10 共済費等	共済組合組合負担金、社会保険料、損害保険料

第7 完了報告 事業実施主体は、第5の2で地方農政局長等が承認した交流促進計画に基づくすべての事業が完了したときは、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。 第8 事業実施結果の評価 1 第2の1及び3の事業について、事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、目標年度（事業完了の翌年度）までの毎年度、第5の2で地方農政局長等が承認した交流促進計画に定められた目標の達成状況について評価を行い、地方農政局長等に報告するものとする。 2 地方農政局長等は、事業実施主体から報告された事業評価について、その内容を評価し、その結果を農村振興局長が別に定めるところにより、農村振興局長に報告するとともに公表するものとする。	<table border="1"> <tr> <td>11 補償費</td><td>借地料等</td></tr> <tr> <td>12 資材等購入費</td><td>資材購入費、調査試験用資材費</td></tr> <tr> <td>13 機械賃料</td><td>作業機械、機材等賃料経費</td></tr> <tr> <td>14 研修手当</td><td>実践研修に要する経費の手当</td></tr> </table> 2 助成の上限額 要綱第2の1の事業について本交付金の各年度の助成の額は、1事業実施主体当たり220万円を上限とする。 ただし、交流促進計画に基づく活動の実施により収益が生じ、かつ、この収益相当分を当該事業に要する経費から控除して得た額が交付決定額以下の場合は、当該金額を助成の上限とする。 第3 完了報告 要綱第7による完了報告は、別紙様式第10号により、全ての事業が完了した年度の翌年度の5月末までに行うものとする。 第4 事業実施結果の評価 1 要綱第8の1による事業の評価については、次に定めるところにより行うものとする。 (1) 交流促進計画に定められた目標の達成状況 (2) 目標達成のための取組状況 (3) 事業実績 (4) その他必要な事項 2 事業の評価の報告は、別紙様式第11号及び第12号により、各年度の翌年度の5末日までに行うものとする。 3 要綱第8の2の報告は、別紙様式第13号により速やかに行うものとする。 4 要綱第8の2による評価結果等の公表については、地方農政局等(事業実施主体の主たる事務所が北海道に所在する場合は農林水産省農村振興局（以下「農村振興局」という。）、事業実施主体の主たる事務所が沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局、その他の場合にあっては地方農政局をいう。以下同じ。)のホームページ等において行うものとする。	11 補償費	借地料等	12 資材等購入費	資材購入費、調査試験用資材費	13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費	14 研修手当	実践研修に要する経費の手当
11 補償費	借地料等								
12 資材等購入費	資材購入費、調査試験用資材費								
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費								
14 研修手当	実践研修に要する経費の手当								

3 地方農政局長等は、第8の2による事業評価の内容を評価するにあたり、農村振興局長が別に定めるところにより、有識者で構成する第三者機関を設置し、意見を聴取するものとする。 4 1の規定により報告を受けた地方農政局長等は、目標達成が低調な事業実施主体に対して、重点的な指導、助言等を行うとともにその結果について公表するものとする。 第9 推進指導等 国は、農林水産省本省及び地方農政局及び内閣府沖縄総合事務局における推進指導体制を整備するとともに、必要に応じ試験研究機関等と連携して、本交付金で実施する事業の実施についての指導推進に当たるものとする。 第10 他事業との連携 本交付金で実施する事業のうち、第2の1の事業については、その円滑かつ効果的な事業の推進を図る観点から農村振興局長が別に定める事業との連携に留意の上実施するものとする。 第11 委任 本交付金で実施する事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。	5 要綱第8の3の第三者機関は、要綱第8の1に基づき報告された評価について、その評価及び検証を行い、別紙様式第14号及び第15号により地方農政局長等に報告するものとする。 第5 他事業との連携 要綱第10の農村振興局長が定める事業とは、次に掲げるものとする。 1 地域における男女共同参画促進総合支援経費のうち連携支援事業 2 地方独自の小学校の宿泊体験活動への取組に対する特別交付税措置 3 豊かな体験活動推進事業 4 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条の規定に基づき認定された総合化事業計画 5 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 6 地域新成長産業創出促進事業 7 社会貢献型事業への日本政策金融公庫による融資制度 8 集落活性化推進事業 9 観光地域づくりプラットフォーム支援事業 10 生物多様性の保全・活用による元気な地域づくり事業 11 その他都市農村交流等の促進に資する各府省の事業 第6 事業の状況報告 地方農政局長等は、事業の遂行状況について農村振興局長から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。 第7 集落協定 要綱別表の1の農村振興局長が定める集落協定は、都市農村交流等を促進するため、集落が合意した交流促進計画及び以下の事項を定めた規約等とする。 (1) 目的 (2) 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
---	---

- (3) 意思決定方法
- (4) 解散した場合の地位の承継者
- (5) 事務処理及び会計処理の方法
- (6) (1)から(5)までに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

別記2 食と地域の交流促進対策整備交付金（要綱第2の3の事業）

第1 事業実施の手続等

1 交流促進計画の作成及び提出手続等

- (1) 事業実施主体は、要綱第3の事業実施提案書の選定を受けてから1月以内に別紙様式第16号及び第17号により、要綱第5の1の交流促進計画を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)の提出を行う場合は、あらかじめ関係する団体等と調整を図るものとする。
- (3) 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、(2)の調整の結果について、必要に応じて提出を求めることができるものとする。
- (4) 要綱第5の3の報告は、別紙様式第18号により行うものとする。

2 交流促進計画の変更

要綱第5の4の農村振興局長が別に定める重要な変更とは、次に掲げるものとする。

- (1) 事業費の3割を超える増減
- (2) 事業実施主体又は事業実施期間の変更
- (3) 事業の廃止

3 工事実施の手続

- (1) 事業実施主体の長は、本事業に係る工事に着手するときは、速やかにその旨を別紙様式第19号により、地方農政局長等に届け出るものとする。
- (2) 事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を別紙様式第20号により、地方農政局長等に届け出るものとする。
地方農政局長等は、本工事の竣工検査を実施し、不適正な事態がある場合は、手直し等の措置を指示し、交付対象事業の適正を期するものとする。

4 交付金交付決定前の実施

- (1) 交付対象事業の実施は、原則として、国からの交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定の前に実施する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前実施届を別紙様式第21号によりあらかじめ事業実施主体から地方農政局長等に提出するものとする。

(2) (1) により提出を受けた地方農政局長等は、交付金交付決定前に実施する必要性を検討の上、農村振興局長に交付決定前実施届を別紙様式第 22 号により提出するものとする。

第 2 助成

国は、毎年度の予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費の 2 分の 1 以内とする。

第 3 完了報告

要綱第 7 の規定による完了報告は、別紙様式第 23 号により、事業実施年度の翌年度の 5 月末までに行うものとする。

第 4 事業実施結果の評価

1 要綱第 8 の 1 の評価については、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 交流促進計画に定められた目標の達成状況
- (2) 目標達成のための取組状況
- (3) 施設ごとの実績・効果（施設等の利用計画の達成状況、収支決算状況等）
- (4) その他必要な事項

2 事業の評価の報告は、別紙様式第 24 号及び第 25 号により、目標年度の翌年度の 5 月末日までに行うものとする。

3 要綱第 8 の 2 の報告は、別紙様式第 26 号により速やかに行うものとする。

4 要綱第 8 の 2 による評価結果等の公表については、地方農政局等のホームページ等において行うものとする。

5 要綱第 8 の 3 の第三者機関は、要綱第 8 の 1 に基づき報告された評価について、その評価及び検証を行い、別紙様式第 27 号及び第 28 号により地方農政局長等に報告するものとする。

第 5 実施基準等について

要綱別表の 3 の農村振興局長が定める基準は、次に掲げるものとする。

1 一般基準

- (1) 本事業は、交流促進計画に基づき、都市農地の保全や都市農業の振興を促進するために必要な事業を効率的に実施するものとする。
- (2) 事業実施区域は、行政区域の全部又は一部について、都市計画法

- (昭和 43 年法律第 100 号) 第 7 条第 1 項の規定により区分区域が定められている市町村等であること。
- (3) 生産緑地法(昭和 49 年法律第 68 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された生産緑地地区の区域を対象とすることを基本とするが、生産緑地地区以外の地区においても、都市農地の保全及び都市農業の振興の促進を図る観点から、「都市計画と農林漁業との調整措置について」(平成 14 年 11 月 1 日付け 14 農振第 1452 号農林水産省農村振興局長通知)を踏まえて、簡易な基盤整備等を行うことができるものとする。
- ただし、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号) 第 6 条第 1 項に規定する農業振興地域(都市計画法第 7 条第 3 項の規定による市街化調整区域を除く。)は事業対象にしないこととする。
- (4) 市民農園等整備については、(2) 及び (3) にかかわらず、行政区域の全部又は一部について、同法第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定による都市計画区域に指定されている市町村等の区域のうち、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域以外の地区において事業を実施することができる。
- (5) 本事業の受益戸数は、3 戸以上とする。
- (6) 生産緑地地区以外の区域で簡易な基盤整備、防災設備整備又は水辺環境整備を行う際は、農地所有者と事業実施主体等において、本事業による整備実施後 8 年以上の営農継続が確実であること。
- (7) 交付対象とする施設は、原則として耐用年数がおおむね 5 年以上のものとする。
- (8) 自力若しくは他の助成によって実施中の施設等又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とすることはできないものとする。
- (9) 本事業の事業費は、関係都道府県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、当該地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等はそれぞれの目的に合致したものでなければならない。
- (10) 本事業は、厳正かつ適確な実施を期するとともに、事業の目的が十分に達成されるよう完了後における経営管理に必要な措置を講じるものとする。
- 2 要綱別表の 3 の (1) については、次のとおりとする。
- (1) 防災兼用井戸の整備については、防災協力農地等の協定(災害時の避難場所、仮設住宅建設用地又は復旧用資材置場としての農地の活用に関するものに限る。)を地方公共団体、農業協同組合等と結んでいること。
- (2) 生産緑地地区以外の地区における市民農園等整備については、次の基準をすべて満たす場合に行うことができるものとする。
- ア 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元

年法律第 58 号) 第 3 条第 3 項の特定農地貸付けの承認又は市民農園整備促進法(平成 2 年法律第 44 号) 第 7 条第 3 項の市民農園の開設の認定を受けていること。

イ 開設主体が市民農園の用に供する農地について所有権を得ているもの又は賃借権の設定等(契約期間が 8 年以上のもので、正当な事由がない限り土地所有者が土地の返還を求めない旨定められているものに限る。)を受けていること。

ウ 市民農園等整備のうち交流加工体験施設については、市民農園整備促進法第 2 条第 2 項第 2 号の市民農園施設とは別に扱うものであり、既存の市民農園の活用又は市民農園開設の際の連携施設として市民農園に隣接して整備するものであること。

第 6 事業の状況報告

地方農政局長等は、事業の遂行状況について農村振興局長から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

別表

事 項	事 業 内 容	事業実施主体	採択要件	交付率
1 食と地域の交流促進 集落活性化対策 (1) 子ども交流推進(子ども農山漁村交流プロジェクト) (2) 観光と連携した都市農村交流推進(グリーン・ツーリズム) (3) 定住促進 (4) 都市人材の活用 推進(田舎で働き隊) (5) 農村環境の活用推進 (6) 集落型産地振興	小学校をはじめとする子供の農山漁村における宿泊体験活動を受け入れるための地域の組織化、人材育成、プログラム開発及び安全管理体制の確立等の受入体制を構築する取組 観光と連携した都市と農村の交流を行うための地域の組織化、人材育成、コンテンツ開発及び情報発信等の基盤づくりのための取組 地域への定住を促進するための空き家等の生活情報の総合的な提供、定住後の地域活動への参画や地域での起業促進に向けた体制整備及び企業等との連携による長期滞在プログラムの策定等集落が行う定住を促進する取組 集落の抱える課題の分析に基づき課題解決を図るために必要な都市の人材の確保並びに地域資源を活用した事業の創出及び発展に関する実践的な研修に従事する都市の人材の確保のための取組 集落が有する農村環境の魅力を再認識するための調査や分析、農村環境保全に資する実践活動を行うための地域の組織化や人材の確保及びブランド化や交流会等の農村環境を活用した活性化のための取組 産地振興・交流を目指す集落において、特色ある農産物の導入等を可能とする基盤整備の仕様やかん水の方法の検討、新たな営農体系を踏まえた水利使用の検討及び実需者との連携を促進するための取組	本事業の事業実施主体は、以下に掲げる団体のうち、農村振興局長が別に定める公募要領により応募したものの中から選定された団体とする。 集落機能が低下するなどにより、地域の活性化を図る必要がある地域で活動する団体であり、かつ、農村振興局長が別に定める集落協定を定めた団体 農村振興局長が特に必要と認める団体等	次に掲げる要件を全て満たすこと。 (1) 農林漁業者（これに準ずる者を含む。）が取組の中心的役割を担うこと。 (2) 自立的・継続的な取組であって、効果が見込まれること。	定額

(7) 都市農業の振興	都市農業の機能及び効果に関する都市住民の理解を促進するとともに、都市農地の保全や都市農業の振興を促進する取組			
(8) 医療・介護の場としての活用推進	農山漁村を医療・介護の場として活用するための、医療機関、福祉機関、大学等と農山漁村との連携による新たな協働を促進する取組			
(9) 生活条件確保	交通手段の確保や、高齢者の介護・見守り、日用品の確保といった生活条件の確保に必要な取組を実施するための検討、人材育成、組織化等の体制整備のための取組			
(10) 地域提案型活動	事項1の(1)から(9)までに該当しない取組であって、集落ぐるみで行う創意工夫にあふれた都市と農村の交流を通じた地域を活性化させる取組			
2 食と地域の交流促進 支援対策	小学校の農山漁村における宿泊体験活動、観光関係者と連携した訪日外国人旅行者の受入等の普及拡大を図るために行う、個々の集落では対応できない専門的技術的課題の調査、研究及び普及活動 本事業の事業実施主体は、以下に掲げる団体のうち、農村振興局長が別に定める公募要領により応募したものの中から選定された団体とする。 農業協同組合 農業協同組合連合会 森林組合 森林組合連合会 生産森林組合 漁業協同組合 漁業協同組合連合会 漁業生産組合 全国農業会議所 都道府県農業会議 農業委員会 農事組合法人 農業生産法人 特定非営利活動法人 一般社団法人又は一般財団法人 公益社団法人又は公益財団法人 特例社団法人又は特例財団法人	都市農村交流を推進するための目標が適正に設定されていること。	定額	

		土地改良区 土地改良事業団体連合会 地方公共団体が出資する団体 商工会 商工会連合会 商工会議所 商工会議所連合会 観光協会 旅行業者の組織する団体 地域住民の組織する団体 農村振興局長が特に必要と認める団体		
3 都市農業振興整備対策	都市農業の機能及び効果に関する都市住民の理解を促進するとともに、都市農地の保全や都市農業の振興を促進するために必要な施設等整備 (1) 都市農業条件整備 持続的な営農展開等に必要な簡易な基盤整備、簡易な施設整備、市民農園等の整備 ア 簡易な基盤整備 (ア) 農地の整備 区画整理、耕土補給、深耕、心土破碎等、土壌改良材投入等 (イ) 農用地の保全 農地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁等の施設の新設又は改修 (ウ) 耕作道整備 耕作道及び簡易な橋の新設又は改修 (エ) 用水施設整備 用水路の新設又は改修、井戸整備、貯水施設整備及びかん水施設整備 (オ) 排水施設整備 排水路の新設又は改修、暗渠排水整備、承水路整備及び浸透枘等設置 (カ) 営農飲雑用水施設整備 家畜の飼育、園芸作物等の栽培(かんがいを除く。)、農産物の	本事業の事業実施主体は、以下に掲げる団体のうち、農村振興局長が別に定める公募要領により応募したものの中から選定された団体とする。 農業協同組合 農業協同組合連合会 森林組合 森林組合連合会 生産森林組合 漁業協同組合 漁業協同組合連合会 漁業生産組合 全国農業会議所 都道府県農業会議 農業委員会 農事組合法人 農業生産法人 特定非営利活動法人 一般社団法人又は一般財団法人 公益社団法人又は公益財団法人 特例社団法人又は特例財団法人 土地改良区 土地改良事業団体連合会 地方公共団体が出資する団体 商工会 商工会連合会 商工会議所 商工会議所連合会	次に掲げる要件を全て満たすこと。 (1) 都市農地の保全や都市農業の振興を促進するための目標が適正に掲げられていること。 (2) 農村振興局長が別に定める基準に適合するものであること。	定額（2分の1以内）

	洗浄等を主とする営農飲雑用水施設 イ 簡易な施設整備 (ア) 農機具等保管施設 施設において使用する農機具等の保管を目的とした施設 (イ) 6次産業化関連推進施設 加工施設等の6次産業化の推進を目的とした施設 (ウ) 農薬飛散防止施設 農薬飛散の遮断を目的とした施設 ウ 防災設備整備 防災兼用井戸及び水路の施設整備 エ 市民農園等整備 a 市民農園の用に供する農地の整備及び市民農園整備促進法第2条第2項第2号(平成2年法律第44号)に定める農地に附帯して設置される施設のうち、農機具収納施設、給排水施設、園路、植栽、ごみ置場、休憩施設、便所、手洗場、駐車場、照明施設等 b 附帯施設のほか、市民農園と連携し農園で収穫した農作物等の調理及び加工など農園利用者と地域住民との交流の場となる交流加工体験施設の整備。なお、本施設整備に当たっては、農園利用者の過半数が見込める場合に限る。 オ 水辺環境整備 既存の農業水路施設等を活用した親水護岸、せせらぎ水路等 (2) 特認事業 (1)に掲げる簡易な基盤整備等のほか、都市部での農業振興に必要な施設等で必要不可欠であると地方農政局長等が認めるものに限る。	地域住民の組織する団体 市町村等 農村振興局長が特に必要と認める団体		
--	---	---	--	--